

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費(人件費以外)に充てることとされています。

平成29年度の地方消費税(社会保障財源化分)の収入額及び充当状況は以下のとおりです。

【歳入】	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	51,786千円
【歳出】	地方消費税(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費	517,537千円

(単位：千円)

区分		平成29年度 決算額 A	うち人件費 B	社会保障 施策費 A-B	財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国庫支出金	都支出金	その他		地方消費税交付金(社会保障財源化分)
民生費	社会福祉費	410,749	17,490	393,259	59,726	146,366	3,153	184,014	18,413
	老人福祉費	327,914	0	327,914	790	169,152	3,447	154,525	15,462
	児童福祉費	351,686	38,778	312,908	75,475	89,499	21,475	126,459	12,654
衛生費	保健衛生費	117,069	40,166	76,903	0	14,165	10,199	52,539	5,257
合 計		1,207,418	96,434	1,110,984	135,991	419,182	38,274	517,537	51,786

※区分は地方財政状況調査の歳出区分による

※各区分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各区分の一般財源で按分